

川崎市居住支援制度の保証（家賃等保証は保証会社が行います！）

滞納家賃及び付帯する遅延損害金

（ただし、家賃及び共益費の7か月分が限度です。）

退去に伴う原状回復費及び残置家財等の処分費用

（ただし、家賃及び共益費の3か月分が限度です。）

に関しては、家賃滞納による契約解除の場合又は入居者死亡の際に相続人等が不在、不明若しくは引取りが困難であると判断された場合に限りです。

後日、保証会社は、立て替えた家賃などを、制度利用者に請求します。



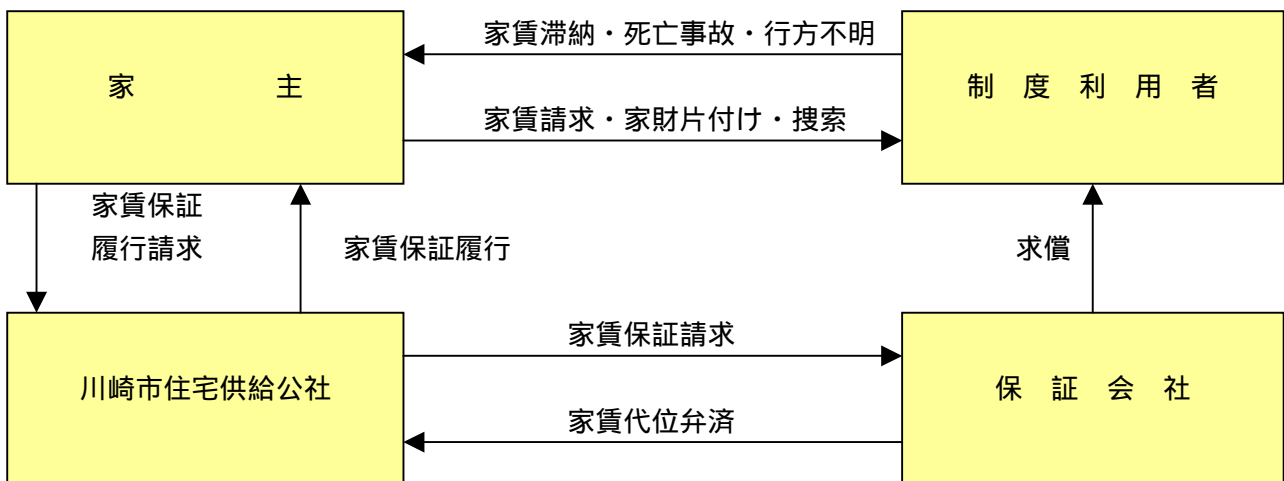
前提条件

- * 家賃滞納時の催告や住宅の明渡し業務は家主の責務です。
- * 家賃滞納時に、家主は、文書又は電話等により支払いの催促を行ってください。また、3か月分の賃料等の債務不履行が確定した場合は、電話等により賃貸借契約の解除を申し出てください。さらに、4か月分の賃料等の債務不履行が確定した場合で、なお住宅の明け渡しに至らないときは、法的手段によって退去させてください。
- * 家主は、家賃滞納や死亡事故、行方不明などのトラブルが生じた場合、必ず川崎市住宅供給公社に連絡をください。また、その後の進捗状況も定期的に連絡してください。



保証金の請求手続き

保証会社への請求手続きは、住宅供給公社を通じて行います。



入居者が家賃などの債務を履行しない場合、家主は必要な督促及び住居の明渡し請求を行ってください。

家賃支払いなどの債務が履行されず、住宅の明け渡し完了している場合、家主は家賃保証の履行請求を川崎市住宅供給公社に行ってください。

川崎市住宅供給公社は、賃貸人からの委任に基づき、保証会社に家賃補償請求を行います。

保証会社は、川崎市住宅供給公社に家賃代位弁済を行います。

川崎市住宅供給公社は、保証会社から預かった保証金を家主に支払います。

その後は、保証会社が制度利用者に対し求償を行います。